平成21年８月５日

「名ばかり」営業所通報窓口を設置しました

新潟県内にある、いわゆる「名ばかり」営業所の実態に関する情報を受け付けます。

●　「名ばかり」営業所　とは

建設業法に規定する営業所として届け出ていながら、法律上必要な専任技術者が常駐していないなど、営業実態のない営業所です。

●　通報の仕方

通報にあたっては、「名ばかり」であることが疑われる営業所に対して、立入検査等を行うかどうか判断ができる次の事柄について、できる限り明らかに報告してください。

◆　通報される方の氏名、住所、連絡先等
　※　通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますので、匿名は避けてください。
◆　営業実態に疑義のある建設業者の会社名、所在地、建設業許可番号等
◆　営業実態の有無が疑われる具体的事実
　※　違反が疑われる具体的事実を証明するような資料等があれば、併せて報告してください。

●　受付後の対応

通報により建設業法違反が疑われる業者に対しては、国と連携して、必要に応じ立入検査等を実施し、違反があれば是正指導、監督処分等の措置をとります。

「名ばかり」営業所通報窓口

《通報先》
新潟県庁土木部監理課建設業室内
電話番号：025－280－5386（直通）
受付時間：午前８時30分～午後５時
（土曜日、日曜日、休日及び閉庁日を除く）